

静岡県告示第719号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、清水臨港地区内に次のとおり分区を指定し、その関係図書を静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課、静岡県交通基盤部港湾局清水港管理局管理課及び静岡市経済局海洋文化都市推進本部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年10月23日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

地区名	位 置	面 積	分区名
清水新興津	静岡市清水区興津清見寺町1390番	7.0ha	商港区